

福岡こども短期大学

令和6年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福岡こども短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、「国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育に当たる有為な人材を育成すること」を目的とし、「学術の深化、文化の向上に貢献すること」を使命としている。その基本理念を堅持した上で、保育者に期待される資質・能力の変化に対応し、設置する「こども教育学科」に養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状を取得するための教職課程を開設した。「学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」（以下「中期計画」という。）には「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的の実現に向けて取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、保育者としての専門性に適合した入学者を確保するための選抜を実施している。令和 6(2024)年度入試からは、入学定員数を削減した上で、積極的な学生募集、広報活動を展開することにより、適正な定員管理に努めている。

学生支援組織は、教員と職員の双方で構成する各種委員会及び担当事務組織で構成するとともに、学校生活全般にわたる指導・支援に個別に対応する「ふるさとアドバイザー」制度を設けている。

教育課程の柱である実践教育のために、「こども劇場」、幼児教育実習室、小児栄養室、養護実習室、看護実習室などの施設を整備している。学生の意見・要望は、各種アンケートや「ふるさとアドバイザー」などが受け付け、対応している。

〈優れた点〉

- 入学試験の方法として、独自に作成した「保育ゆめカード」を全ての入試制度に使用し、受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している点は評価できる。
- 出身地区や出身県ごとに全ての学生に対して「ふるさとアドバイザー」を置き、入学時から実習・就職活動・卒業に至るまで学生生活全般を支援する体制を整備している点は評価できる。
- 本格的な舞台設備を完備した「こども劇場」を、「幼児教育研究会」の研究活動の集大成

になる「こどもフェスティバル」の開催などに利用するとともに、附属園等の幼児と学生の交流の場として活用している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、「きづく」「かかわる」「みがく」という柱を設け、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的に身に付けることができるよう工夫している。これをもとにしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図り、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

学修成果は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえ、アセスメント・ポリシーを定めて評価・測定している。学生自身は、「学修アンケート」によりディプロマ・ポリシーに対する認識を評価している。これらをもとに学修成果の客観的達成度を評価し「学修の成果と課題」にまとめ、全学で課題を共有し、次年度への改善事項として反映している。

「基準4. 教員・職員」について

学長は、副学長が補佐しており、そのリーダーシップを発揮するための仕組みを確立している。短期大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に必要な専任教員を配置している。FD(Faculty Development)は、「授業評価アンケート」の結果等をFD委員会が全教員にフィードバックし、学修指導の向上に努めている。SD(Staff Development)は、「SD委員会運営規程」に基づき年間のSD研修実施計画を策定し、定期的に職員に対して実施している。

教員は、専門分野ごとに研究室を共有し、研究時間の確保に努めている。研究倫理に関する審査は、規則に従って研究倫理委員会を開催し、適切に審査を行っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定めるなど、経営規律の保持と誠実な学校運営に努めている。

理事会は、寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。学長は、法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定を円滑にするために情報提供と連携を適切に行い、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

財務面では、短期大学の教育活動収支が継続的に支出超過となっているものの、法人全体としては安定的な収支バランスであり、中期計画をもとに可能な限り支出抑制に努めることで適切な財務運営を行っている。会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき適正に処理している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証については、「福岡こども短期大学 内部質保証の方針及び実施体制」を策定し、自己点検・評価を中心的に担う組織である「運営委員会」及び「自己評価委員会」が、

各専門委員会、FD 委員会、SD 委員会と相互に連携する体制を構築している。自己点検・評価は、「自己評価委員会」が担い、点検・評価の結果について報告書を作成し、ホームページで公表している。

内部質保証のための学科の PDCA サイクルでは、アセスメント・ポリシー及びアセスメント指標に基づき、アンケート結果や成果報告書等を「自己評価委員会」が分析・評価し、課題を次年度計画につなげることで授業及び教育内容の改善・向上に反映している。内部質保証のための短期大学全体の PDCA サイクルでは、認証評価の結果を踏まえ、中期計画に学生募集・財務状況に関する課題認識を示し、定員を見直すなど継続的に努力している。

総じて、短期大学は「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、子どもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育の実践が個性・特色となっている。保育者に期待される資質・能力の変化に応じて新たに教職課程を設置するなど、社会のニーズに対応した教育活動を展開している。内部質保証では、入学者確保や財務改善に一層の努力が必要であるが、教育の質保証を確立しつつあり、今後の更なる発展に期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、学則第 1 条に「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、「個性の伸展を図り、幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び創造的能力をもって保育・幼児教育に当たる有為な人材を育成する」という目的と、「学術の深化、

文化の向上に貢献する」という使命を明確に規定し、具体的かつ簡潔に文章化している。この使命・目的には、子どもの個性を育てる保育者へと導く理想の教育を実践するという個性・特色を反映しており、教育の基本理念としてホームページに掲載し、明示している。

使命・目的は、その基本理念を堅持した上で、分かりやすい表現に変更し、保育者に期待される資質・能力の変化に応じて、養護教諭二種免許状及び小学校教諭二種免許状を取得するための教職課程を設置して対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、これを規定する学則の変更時において学長が「運営委員会」及び教授会の意見を聴いて決定し、理事会で承認を受けることで、役員・教職員の理解と支持を得ている。また、学生要覧や学校案内に記載し、入学時のオリエンテーションや各種ガイダンスで説明するとともに、ホームページにも掲載して周知している。

中期計画には、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的を反映している。

建学の精神や使命・目的に基づいた三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために「こども教育学科」を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる資質能力・意欲を持った入学者を選抜できるようにアドミッション・ポリシーを策定し、学校案内及び学生募集要項並びにホームページに記載し、受験生及び保護者等に周知している。アドミッション・ポリシーに従って保育者としての専門性に適合した入学者を確保できるように選抜制度を整え、「保育ゆめカード」の提出と面接を全ての制度に課して多様な視点から選抜が実施できるように努め、その検証を行っている。令和 6(2024)年度入試から入学定員を削減し、入学定員充足率はプラスに転じており、積極的な学生募集、広報活動の展開と併せて適正な定員管理に努めている。

〈優れた点〉

○入学試験の方法として、独自に作成した「保育ゆめカード」を全ての入試制度に使用し、受験生の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定している点は評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生を支えることのできる組織的な体制として、教員が学生の学校生活全般にわたる指導・支援に個別に対応する「ふるさとアドバイザー」を設けている。TA等は配置していないが、教員と職員が協働して多様な学修支援に努め、各委員会は検討した学修支援計画を運営委員会の決定を受けて実施している。オフィスアワーをシラバスに記載するとともに、メールやチャット等でも随時質問や相談に対応できるようにしている。障がいのある学生の支援希望については、「修学支援申込書」を提出後、修学支援会議を経て「合理的配慮確認書」にまとめて周知し、実施している。中途退学、休学及び留年者への対応は、「ふるさとアドバイザー」を中心に学内関係組織との連携により学生の抱えるさまざまな悩みや問題の早期発見に努め、未然防止を図っている。

〈優れた点〉

○出身地区や出身県ごとに全ての学生に対して「ふるさとアドバイザー」を置き、入学時から実習・就職活動・卒業に至るまで学生生活全般を支援する体制を整備している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、併せて養護教諭二種免許状又は小学校教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成し、就職委員会、就職課、「ふるさとアドバイザー」を中心にキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対するガイダンスや相談・助言を適切に行っている。インターンシップに代わる取組みとして、幼稚園・保育所等への自主実習やボランティア活動、アルバイト等の支援を行っており、卒業生の9割前後が免許・資格を生かした就職をしている。「就職アンケート」を卒業生及び就職先を対象に実施して教育改善にフィードバックするとともに、卒業生等のスキルアップを目的として「公開保育セミナー」を開催している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として、学生委員会及び学生課、保健室、厚生委員会及び厚生課を設置している。学生の心身に関する健康相談、心的支援については看護師資格を持った担当者が保健室で行い、特にメンタルケアが必要な学生については、ケースに応じて公認心理師及び臨床心理士資格を持った教員のカウンセリングにつなげている。経済的な支援については厚生課が担当し、日本学生支援機構奨学金や保育士修学資金等の各種奨学金制度の申請や更新手続きが確実に出来るように学生をサポートしている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境を適切に整備・管理し、教育目的の達成のために、「こども劇場」、幼児教育実習室、小児栄養実習室、小児保健実習室、ピアノ個人練習室等を設置している。図書館は幼児教育・養護教育・小学校教育に関する資料や絵本・紙芝居等の保育教材を確

保し、貸出しに供するなど学修環境を整備している。エレベータやスロープ、多目的トイレを設置し、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮している。授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるように適切に管理している。

〈優れた点〉

○本格的な舞台設備を完備した「こども劇場」を、「幼児教育研究会」の研究活動の集大成になる「こどもフェスティバル」の開催などに利用するとともに、附属園等の幼児と学生の交流の場として活用している点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望については、「授業評価アンケート」「学習に関する調査」「図書館アンケート」、在学時及び卒業時の「学生アンケート」「就職アンケート」を実施するとともに、意見箱を設置して把握・分析に努め、改善に反映している。学生生活に関する学生の意見・要望は「ふるさとアドバイザー」と保健室が中心になって把握し、全教職員に逐次共有して改善に努めている。学修環境に対する学生の意見・要望は、「ふるさとアドバイザー」や学生課・教務課が随時受付けて対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学則に定めて学生要覧やホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準等について学則に適切に定め、履修規程・学生要覧等に記載し、オリエンテーションでの履修登録時に学生に周知している。成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準等については、基準に沿って厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて定め、学生要覧及びホームページに掲載し、学生にはオリエンテーション時に、学外へはオープンキャンパスや高校説明会で周知している。「きづく」「かかわる」「みがく」という柱を設け、学生が専門分野の知識や技術・技能を卒業までに効果的に身に付けることができるよう工夫している。これをもとにしてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図り、体系的な教育のためにカリキュラムツリーを作成している。シラバスはFD研修会において作成の変更点等を確認し、教務委員会を中心に点検を行っている。履修登録単位数の上限を履修規程に明記している。教養教育は適切に実施している。アクティブ・ラーニングを取入れた授業を1・2年生合同で行い、主体的な学修ができるように工夫している。教授方法改善の取組みとして授業評価アンケートを行い、その結果をもとに各授業担当教員に改善事項の提出を促している。

〈参考意見〉

○シラバスが作成されていない科目があるので、今後点検・整備体制の見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえたアセスメント指標を設け、その目的が達成されているか検証している。ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を到達目標としてシラバスに明記し、年度末に「学修アンケート」を実施してその結果をもとに学生が見た学修成果の客観的達成度を評価している。それを「学修の成果と課題」としてまとめて全学で共有し、次年度への改善事項として反映している。卒業後「就職アンケート」を実施し、就職先からの評価をアセスメント指標に位置付けている。学修成果の点検・評価は各委員会、各教職課程において実施し、各組織にフィードバックしている。教務委員会は「授業評価アンケート」結果及び「授業改善報告」を教職課程ごとにまとめ、自己点検・評価委員会に報告した上でFD委員会において全教員にフィードバックし、学修指導の向上に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 53 条により、学長及び副学長の職務が規定されている。また、副学長設置規程により副学長の職を置き、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立している。

学科運営に必要な各種運営委員会を教授会のもとに設置し、短期大学の使命・目的を達成するための体制を整備している。学則及び教授会規程に従い、短期大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則は整備されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

また、事務職員の採用・昇任について規定が整備され、適正に実施されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に即して教員を配置している。その採用・昇格については「学校法人都築育英学園 初任給・昇格等の基準に関する規程」「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づいて運用されている。教員の採用については公募制をとり、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置が行われている。

また、FD 委員会を設置し、授業評価アンケートの結果をもとに FD 研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善工夫を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、「SD 委員会運営規程」に基づき年間の SD 研修実施計画を策定し、定期的に職員に対して行っている。また、必要により管理職の教員を含めて SD を行い、短期大学運営に必要な資質・能力の向上を図るとともに、職員個々の職能開発を効果的に行い、円滑な運営のための基盤強化に努めている。

年間計画の策定に当たっては、部長等管理職の職員のみならず、現場の職員の声に耳を傾け、研修内容や時期に反映させている。

〈参考意見〉

○SD 活動に関する規則等の整備はされているが、大学職員としての資質・能力向上のための SD 活動の実施体制の一層の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備においては、教員の研究教育上の目的に沿った研究活動が行われるように専門分野ごとに研究室を共有し、研究時間の確保にも努めている。

研究倫理に関する規則が整備されており、研究倫理に関する審査においては、規則に従って研究倫理委員会を開き、適切に審査を行っている。

教員の研究活動への資源配分においては、個人研究費の適切な配分が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定め、各種関連法令に基づき必要な規則等が整備され、経営の規律を保持しつつ誠実な学校運営を行っている。

中期計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、事業報告に反映させることで PDCA サイクルを確立し、使命・目的の実現に努めている。

人権に配慮した諸規則が整備され、環境保全に配慮した計画がある。また、危機管理規程及び危機管理マニュアル、地震対応マニュアル等が策定され、危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は寄附行為に従い適切に行われており、理事会は寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整えられている。法人は「学園運営委員会」を設置し、各設置校等からの経営改善や管理運営に関する事項等

の諮問事項を事前に協議しており、理事会の補佐体制が整備されている。

また、理事の理事会への出席状況は良好で、欠席時の委任状にも問題はなく、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長は理事会及び評議員会に出席し、短期大学側からの意見を述べるとともに、短期大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行い、意思疎通と連携を図っている。

監事は寄附行為に従い選任され、理事会及び評議員会への出席状況も良好で、適切に職務を行っている。また、評議員は寄附行為に従い選任され、評議員会の出席状況も良好である。評議員会は適切に運営されており、法人及び短期大学の各管理運営機関との相互チェックは機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を基盤とした各当該年度の収支を詳細に把握している。支出においては、教職員で節約意識を共有し、個別案件ごとに厳正に審査を行い抑制に努めており、適切な財務運営が行われている。

法人全体としての財務状況は安定しているが、短期大学においては、令和 6(2024)年度より入学定員を削減し、適正な定員数に変更するなど収支バランスの確保に努めている。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業等の獲得に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○平成 29(2017)年度以降、入学定員及び収容定員共に満たすことができおらず、令和 2(2020)年以降も短期大学の教育活動収支はマイナスが継続しており、入学定員を変更するなど対策を講じているが、更なる取組みの強化が望まれる。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に実施され、補正予算においても適切に編成されている。

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、適正な監査が行われている。

また、監事監査においては、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行うなど効率的な監査が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 4 条に規定し、明示している。また、「福岡こども短期大学 内部質保証の方針及び実施体制」を定め、自己点検・評価を中心的に担う組織である「運営委員会」及び「自己評価委員会」が、各専門委員会、FD 委員会、SD 委員会と相互に連携する内部質保証体制を構築している。

学長は重要事項について判断し、副学長を通じて「運営委員会」の構成員である学科長、各部長及び事務長へ改善・向上を指示するなど、内部質保証のための責任体制を確立している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、「自己評価委員会」が担い、同委員会規程の第6条第2項別紙に点検項目を設定するとともに、学修成果については、アセスメント・ポリシーをもとに可視化を図るなど、自主的・自律的に実施している。認証評価時には別途定めた「第三者評価に関する規程」により、自己点検・評価を実施している。

「自己評価委員会」は、各委員会や部署が収集したアセスメント指標に定めるデータを分析し、その結果を確認した上で「教職員連絡会」にて全教職員へ共有している。検討・改善事項については、関係委員会や部署において協議し、必要に応じて「運営委員会」及び教授会で審議し、学長決定事項を全教職員で共有している。

ディプロマ・ポリシーの達成状況及び学修成果については、「学修の成果と課題」にまとめており、自己点検評価書とともにホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学科の PDCA サイクルでは、アセスメント・ポリシー及びアセスメント指標に基づき、アンケート結果や成果報告書等を「自己評価委員会」が分析・評価し、得られた課題を FD 委員会、SD 委員会、「教職員連絡会」を通じてフィードバックして次年度計画につなげるという仕組みを確立しており、授業及び教育内容の改善・向上に反映している。

内部質保証のための短期大学全体の PDCA サイクルでは、直近の平成 29(2017)年度の認証評価の結果を踏まえ、中期計画に学生募集及び財務状況に関する課題認識を記載し、定員の見直しを計画し実施するなど、継続的に努力している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 本学における地域貢献の展開と貢献度

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

【概評】

「幼児教育研究会」は「こども」に特化した研究活動組織で、25 の研究会が設置され、「こどもフェスティバル」は研究活動の集大成として位置付けられている。全学生がこの

福岡こども短期大学

研究会でさまざまな地域に根差した貢献活動を続けている。「幼児教育研究会」を主体とする活動、具体的には公開講座の開催、地域のためのボランティア活動等、地域社会へさまざまな情報を発信しながら地域貢献という社会的使命を果たしている。

毎年開催される「公開保育セミナー」は、卒業生及び附属園の教職員のリカレント教育の一環として、周辺地域の保育者・子育て中の保護者を対象とした研修の機会として実施されている。また、特任教授の臨床心理士は、法人及び周辺自治体の幼稚園・小学校・中学校のスクールカウンセラーを兼任しており、現職職員対象の研修や福岡周辺地域に在住する発達障がいのある子ども及び保護者を対象とする支援活動を幅広く行い、地域社会に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 海外保育セミナー（海外保育事情）

本学では例年、8月の夏季休暇を利用して、1年生の希望学生を対象に「海外保育セミナー」を実施している。具体的には、海外（オーストラリア）の幼児教育施設に学生が直接訪問し、保育についての研修を行うものである。オーストラリアの現地のこどもたちとのふれあいを体験したり、オーストラリアの保育者の活動の様子を見学したりして見識を深めるとともに、日本とオーストラリアの保育事情の違いについて学んでいる。また、実際に模擬保育を体験し実践力を養い、さらには、その幼児教育施設に通うこどもたちの家にホームステイし、オーストラリアのこどもや家族とコミュニケーションを図りながら語学力を高めたり、オーストラリアの文化を体験したりしている。

このように、現地における講話や実践を通して、日豪の幼児教育を取り巻く環境や実情などを実際に経験することを通して学生自身の保育の質の向上や、自身の保育者像を見直す機会を持つプログラムとなっている。終了時には、研修に関するレポートを提出することになっており、合格すれば「海外保育事情」の単位が認められている。

令和2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航自粛規制により、令和4（2022）年度まで中止となった。令和5（2023）年度には、規制緩和を受けたこともあり、再開に向けて実施計画を立案したが、円安等の影響から渡航費をはじめ研修費用が高額となったため、希望者数が極端に少なく、やむを得ず中止した。令和6（2024）年度については、同法人内のリンデンホールスクール小学部との合同開催による実施計画を立て、調整している。

